



## 監督署の窓

# 労働安全衛生法と 労働災害防止

労働安全衛生法の第一条には、同法の目的が定められ、「労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する」としています。また、第二章に罰則を設けています。

労働安全衛生法は遵守しなければなりません。

しかし、現状は、残念ながら、多くの違反が認められ、また、休業四日以上、死傷災害も全国で年間十万件以上発生し、そのうち死亡者は一千人を超えています。

安全担当者から、法違反となるかどうかという質問がよく寄せられます。

例えば、一・八メートルの高さで作業床を設置したのですが、法律上、墜落防止の手すりを設ける必要がありますか、といったお尋ねです。

監督署の回答は、法違反かどうか尋ねられれば、「労働安全衛生法では、高さ二メートル以上の場合に、作業床の端から墜落する危険を防止するため、手すり等の墜落防止措置を講じなければなりません」となっていますが、一・八メートルでは法違反にはなりません」となります。

「すりは設けなくていいのですか」

ちょっと待ってください。手すりを設けることが必要かどうかは、法違反かどうかではなく、作業床の端から労働者が墜落したときに、災害が発生する危険があるかどうかで判断するのではないのでしょうか。

安全標語に「一メートルが一命とる」とあるように、法に違反しなくても、死亡災害は発生しています。

労働災害防止を考えると、法違反かどうかは重要なひとつの基準となりますが、違反はなくても労働災害は発生しているのです。それだけでは、労働災害は防げないのです。

違反かどうかを基準にすれば、高さ一・九九メートルの作業床も手すり等を設けなくてもよいのです。二メートルと一・九九メートルとで、労働災害が発生する危険にどう

だけの差があるのでしょうか。

手すり等を設けるかどうかは、法違反かどうかで判断するのではなく、災害が発生する危険（リスク）があるかどうかで判断していただきたいのです。（この場合の評価としては、高さだけでなく、作業床の広さ、作業方法等の他の要因も含めて総合的に行ってください）

安全担当者の立場から、法違反がないように取り組むことは重要です。しかし、時として、法違反でなければ、対策は不要と考えてしまう傾向があるようです。特に、景気が低迷が続く中、安全経費が削減され、安全担当者のご苦労は察するに余りある状況です。

労働安全衛生法は、平成十八年四月一日の改正施行で、職場における労働災害発生（リスク）を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行

動等に起因する危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努めなければならぬことになっていきます。

残念ながら、リスクアセスメントを導入している企業は、特に中小企業においては、不十分な状況にあります。

リスクアセスメントは、職場全体を対象として、災害発生（リスク）を評価し、必要な措置を講じるのですが、リスクの漏れがないこと、優先順位を評価することに重点を置いていきます。

会員皆様の職場におかれましては、リスクアセスメントの導入を、是非検討していただきたいのですが、少なくとも、法違反の観点から機械設備の対策を講じるのではなく、災害発生（リスク）から災害防止対策を講じるようお願いいたします。